

消費者問題ネットワーク しずおか通信

2012.5.29 No.9

事務局；静岡県生活協同組合連合会

TEL054-253-5987 FAX 054-272-6971

e-mail:mt-fuji@msa.biglobe.ne.jp

URL:http://www5b.biglobe.ne.jp/~kenren



消費者ネットの活動も、今年の総会で7年目になります。

消費者ネットとは正式には「消費者問題ネットワークしずおか」といいます。このネットワークの力が、活動の中で生かされ・発揮され、消費者ネットを支えてきました。

そんな時、こんな言葉に出会いました。

「同質の共同は和・異質の共同は積」

「一人の声はグチでも、声が集まれば意見」

今年の総会は、7月23日(月)13:30～、会場は静岡県司法書士会館です。ぜひ参加下さい。



第5回幹事会議事録

◇日時：5月18日(金)13:30～16:10

1. 学校における消費者教育を支援していくための勉強会
増田司法書士より「静岡県司法書士会における法教育(消費者教育)への取り組み報告」
2. 検討事項
 - (1) 消費生活相談員入門講座について
来年度からは「消費生活相談員入門」ではなく、もっと広く消費生活知識を深めたい方を対象にできる入門講座にしよう、との確認がされた。
 - (2) 専門相談員資格認定試験対策テキストの作成については、7月よりすすめる予定。
 - (3) 第7期通常総会に向けた準備について
 - 2011年活動報告(案)・2012年活動計画(案)の検討
 - 2011年次レポート(案)は、もっと文字を少なくして、写真を大きくする。
 - 県弁護士会へ来賓として招待状を出す。
 - 総会終了後の学習会は、適格消費者団体に講師を依頼し、集団的消費者被害救済制度の学習と静岡大学からの活動報告の2本とする。
3. その他
 - (1) 加入申込・・・2名の個人会員の加入が承認された。

第2回学校における消費者教育を支援していくための勉強会

増田真也司法書士より、「静岡県司法書士会における法教育（消費者教育）への取り組み」と「契約の基本」「サラ金・クレジットカード」をテキストに基づいて報告が行われ、学習交流をすすめました。＜テキストは静岡県司法書士会・法教育委員会が作成したものです。＞

☆「静岡県司法書士会における法教育（消費者教育）への取り組み」

- ・平成12年から、静岡県内の高校に呼びかけて「高校生法律講座」を開催
毎年5～10校から依頼があり、クラス単位で講師を派遣し対話型の授業でテキストをもとに行っている。目的は「消費者被害を減らすこと」
- ・講師の育成と高校からの依頼件数が少ないことが課題であることが報告されました。

★テキスト「契約の基本～正しい知識を持って、トラブルから身を守ろう～」よりクイズ方式で、「契約の成立」「契約の有効性」「契約の効果」「契約の解消」を学んでいけるようになっています。

Q 契約クイズ…「パソコンを買いに店に行きました。契約が成立するのは①～④のどれ？

- ① 選んだパソコンを店に購入すると言い、店が応じた時 ② 契約書に名前を書いて判を押した時 ③ 店にパソコン代金を全額支払った時 ④ 家にパソコンが届いた時

★テキスト「サラ金・クレジットカードを安易に利用してしまうと」

Q. キャッシュカードとクレジットカード、どう違うのでしょうか。



掲示板

第7期通常総会

日時 7月23日(月)

13:30～

会場 静岡県司法書士会館

JR静岡駅南口より徒歩5分

内容 1.通常総会

2.学習会

- ・適格消費者団体より
集団的消費者被害救済
制度について
- ・静大生の活動報告

しずおか市消費者協会

ベスト消費者サポーター章 受賞

消費者ネットの団体会員である、しずおか市消費者協会が、5/23 消費者月間「県民のつどい」で、昨年度は消費者ネットが頂いた内閣府表彰「ベスト消費者サポーター章」を受賞しました。

次回幹事会のお知らせ

日時：7月9日(月)

13:30～15:00

会場： コープしずおか本部
A会議室

*総会議案(活動報告・計画・予算
役員体制等)の検討

*オブザーバーでの参加もどうぞ